

議案第20号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

令和4年3月30日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第 号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前		
<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 部長、課長、美術博物館長及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、文化財センター所長、<u>二川宿本陣資料館長</u>及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>（6）～（20） （略）</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 <u>学校給食センター</u>における業務日誌の査閲並びに申請、届出及び報</p>	（略）	<p>（教育委員会の決裁事項）</p> <p>第4条 教育委員会の決裁事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） 部長、課長、美術博物館長及び科学教育センター長（以下「課長等」という。）並びに豊橋高等学校事務長、主幹、文化財センター所長及び主幹学芸員の任免その他身分関係を決定すること。</p> <p>（6）～（20） （略）</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 <u>学校給食共同調理場</u>における業務日誌の査閲並びに申請、届出及び報</p>	（略）
（略）			
（略）			

告に関することについては、センター長がこれを専決することができる。

2～4 (略)

報告に関することについては、場長がこれを専決することができる。

2～4 (略)

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。